

関係者各位

文責：第65回名大祭実行委員会

ふりゃあ二次利用ガイドライン

前文

名大祭実行委員会公式マスコットキャラクター『ふりゃあ』は名大祭実行委員会の著作物であり、その著作権は名大祭実行委員会に帰属します。しかし、ふりゃあ及び名大祭に対して、多くの方が真剣に情熱を持って向かい合っていただけること感謝し、名大祭実行委員会としてそれを応援したいと考えております。そこで、ふりゃあの二次利用について以下のガイドラインを定めます。

第一条 ふりゃあについて

- 「ふりゃあ」は名大祭実行委員会の著作物であり、その著作権は名大祭実行委員会に帰属する。
- 名大祭実行委員会ではない、個人あるいは団体が、ある創作物やイベントにおいて、「ふりゃあ」の名称の使用、ふりゃあの素材の使用、ふりゃあのイメージの作成など、ふりゃあを想起させる行為がある場合、それは「ふりゃあの二次利用」（以下、「ふりゃあの利用」）とみなす。

第二条 禁止行為

- 名大祭及びその関係者やふりゃあの品位を損ねる行為。
- 政治的、宗教的なものへのふりゃあの利用。
- 犯罪・反社会的なものへのふりゃあの利用。
- 名大祭実行委員会が作成したふりゃあのイラストをメインとした販売をする行為。
- ふりゃあを利用して、金銭的な利益を得る行為。
- その他名大祭実行委員会が不適切だと認めた行為。

第三条 名大祭、および名大祭実行委員会が主催するイベントでの、参加者によるふりゃあの利用について

- ふりゃあを利用する際は、名大祭実行委員に届け出をする必要がある。
- ふりゃあを利用する際は、非公式であることを明示する必要がある。
- ふりゃあを使用する際、名大祭実行委員が配布したふりゃあの素材は、各団体の創作物および広報にそのまま使用できる。
- ふりゃあを使用する際、名大祭実行委員が配布したふりゃあの素材は、名大祭実行委員会が設けた期日までの使用が認められる。
- イベント当日にふりゃあを利用する際は、その使用用途などについて、名大祭実行委員会を確認をし、許可が降りた場合のみ、当日のふりゃあの使用を認める。

第四条 違反行為への措置

- 利用者が上記禁止事項に違反したと名大祭実行委員会が判断した場合、等利用者に対して「ふりゃあ」の使用を中止させることができる。
- 名大祭実行委員会は、違法または不適切な投稿や公序良俗に反する行動、このガイドラインに従わない行動に対して、法的措置を講じる権利を保持している。

第五条 ガイドラインの改定

- 本ガイドラインは、名大祭実行委員会が任意に改定できるものとする。本ガイドラインの改定があった場合は、名大祭実行委員会が所定のサイトに掲示した時にその効力を生じるものとする。